

避難所サバイバルチーム 運営規約

第1条(会の目的)

『避難所サバイバル』を用いた防災教室・イベントの準備・運営の業務を円滑に進め、参加者相互の親睦を深めるための活動を行うことを目的とする。

第2条(名称)

この会の名称を以下のとおりとする。

避難所サバイバルチーム

第3条(事務局所在地)

この会の事務局を以下に置く。

〒501-1135 岐阜県岐阜市木田1503 コーポ810 101号室

(代表 藤井嵩将)

第4条(会員)

1. 本会の会員は、本チームの目的に賛同し、入会手続きを完了した個人または団体とする。
2. 会員は、ミーティングにおいて本会の活動に関する意見を述べる権利を有する。
3. 会員は、自己の意思によりいつでも脱退できるものとする。

第5条(役員)

この会に以下の役員を置く。

代表 1名

第6条(ミーティング)

この会は適宜対面もしくはオンラインによるミーティングを行う。ミーティングの開催は会員の要請を受け、代表が開催する。

第7条(代表)

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。

第8条(運営)

「避難所サバイバル」に関連する防災教室・イベントを開催する。重要事項については、会員によるミーティングを行い円滑な業務遂行に努めるものとする。ミーティングの議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第9条(規約改正)

この規約は、代表の同意をもって改正することができる。

附則

1. 会の役員は次の会員とする。
代表 藤井嵩将 〒501-1135 岐阜県岐阜市木田1503コーポ810 101号室
2. この規約は2024(令和6)年4月25日から適用する。